ロ　法附則第五十四条第三項の規定の適用を受けようとする自動車（以下この号において「申請自動車」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該申請自動車の自動車登録番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該申請自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ　当該対象区域内用途廃止等自動車の所有者につき、既に法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車、同条第二項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車又は法附則第五十二条第三項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車がある場合にはその台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

ニ　当該対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十二条第三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所在地

ホ　当該対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第二号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する警戒区域設定指示が解除された日

ヘ　当該対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第三号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する移動させた日

ト　当該対象区域内用途廃止等自動車の用途を廃止し、法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し又は解体した日

チ　イからトまでに規定するもののほか、申請自動車が対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと認めるに際し、法附則第五十四条第三項に規定する道府県の知事が必要と認める事項

二　法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けたことを証する書類

三　政令附則第三十二条第四項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十四条第三項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

2　政令附則第三十二条の二第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　次に掲げる事項を記載した書類

イ　対象区域内用途廃止等自動車の所有者（法第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。ロにおいて同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車の自動車登録番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ　当該対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十四条第七項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者の氏名又は名称

ハ　当該対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十四条第七項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所在地

ニ　当該対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第二号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する警戒区域設定指示が解除された日

ホ　当該対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第三号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する移動させた日

ヘ　当該対象区域内用途廃止等自動車の用途を廃止し、法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し又は解体した日

ト　イからヘまでに規定するもののほか、法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内自動車の主たる定置場所在の道府県の知事が必要と認める事項

二　道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書であつて当該対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつたことを証するもの

三　対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第二号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、当該自動車を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車を解体したことを証する書類

四　対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第三号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合にあつては、当該移動させた日を確認するため当該自動車の主たる定置場所在の道府県の知事が適当と認める書類）及び当該自動車を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車を解体したことを証する書類

附則第二十四条第十項中「次項」を「第十二項第二号」に改め、同条第十一項中「附則第三十三条第二十項」を「附則第三十三条第二十九項」に改め、同項第一号イ中「所在地」を「所在地並びに」に、「代替土地の所在地」を「当該代替土地の所在地を記載した書類」に改め、「（法附則第四十二条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）」を削り、同項第二号イ中「所在地」を「所在地並びに」に改め、同項に次の二号を加える。

三　法附則第五十六条第十三項の規定の適用を受けようとする場合　次に掲げる書類

イ　対象区域内住宅用地（法附則第五十六条第十三項に規定する対象区域内住宅用地をいう。以下この号において同じ。）及び当該対象区域内住宅用地に代わるものとして同項の規定の適用を受けようとする土地（以下この号において「代替土地」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内住宅用地及び当該代替土地の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内住宅用地を同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日において同項に規定する警戒区域設定指示区域内に所有していた旨を証する書類

ロ　対象区域内住宅用地が平成二十三年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二の規定の適用を受けたことを証する書類及び代替土地を同条第一項に規定する住宅用地として使用する予定であることを約する書類

ハ　対象区域内住宅用地の面積（当該対象区域内住宅用地が共有物であるときは、政令附則第三十三条第二十項第一号に掲げる者が有していた当該対象区域内住宅用地に係る持分の割合に応ずる対象区域内住宅用地の面積）及び代替土地の面積（当該代替土地が共有物であるときは、同項各号に掲げる者が有している持分の割合に応ずる代替土地の面積）を証する書類

ニ　政令附則第三十三条第二十項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十六条第十三項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号のイからハまでに掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

ホ　政令附則第三十三条第二十項第三号に掲げる者が、法附則第五十六条第十三項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号のイからニまでに掲げるもののほか、政令附則第三十三条第二十項第一号に掲げる者と同居する予定であることを約する書類